

# 泉ヶ岳スカイランドエリアルール

本エリアは「泉ヶ岳スカイランドエリア」(以下、エリアと称します。)と称します。  
このエリアルールは、パラグライダーなどのスカイスポーツ愛好者のためのエリア環境の保全と安全管理のために制定します。  
エリアは、泉ヶ岳パラグライダースクール(以下、スクールと称します)が管理、運営します。

## 「エリア利用者資格」

- 1.JAAまたはJHFハング・パラグライダーフライヤー登録有効者
  - 2.JHFパラグライダーパイロット技能証所持者(1.にも該当する方)
  - 3.泉ヶ岳パラグライダースクールの講習生
  - 4.スクールがフライトを許可した者
- ※1.2.に該当する方でも、そのフライトが危険であるとスクールが判断した場合は入山をお断りする事があります。

## 「エリア管理料金」

フライトに関するエリア環境、設備の整備に関わる費用です、フライトの前にお支払いください。

- 1.ビジター料金/日 1,500円 (エリア使用料金含む)
- 2.1シーズンエリア管理料金 15,000円
- 3.エリア使用料/日 500円 (講習バーンのみ使用料として)

※1シーズンとは4月末日から11月上旬とします。

※いただいたエリア管理料金は返金いたしません。但し、1日ビジター料金の場合でフライトできなかった場合は返金いたします。

## 「フライトの許可」

- 1.フライトの際は、必ずスクールで入山チェックに必要事項を記入してから、フライト許可を得てフライトをして下さい。
- 2.フライトを終了したら、必ず入山チェックに下山時刻を記入して下さい。
- 3.ヘルメット、緊急用パラシュート、無線機(少電力)及びツリーランセットを必ず装備して下さい。
- 4.フライトを申し込む時はフライヤー登録証、パラグライダー技能証を提示してください。
- 5.クロスカントリーフライトをする時は、必ずエリア管理者に申し出て下さい。

## 「フライトルール」

- 1.テイクオフポイントは兎平(リフト降り場)TO1、旗頭展望台TO2とする。但し、それ以外の場所からのテイクオフについてはスクールの許可を必ず得て下さい。
- 2.ランディングは国土(MLD)と致します。但し、エリア管理者が特別にランディングを許可した場合はこの限りではありません。
- 3.フライトエリアはスキー場、泉ヶ岳山頂、西側は黒鼻山、東は蘭山、南側は七北田ダムまでといたします。クロスカントリーフライトの場合はこの限りではありません。
- 4.フライトエリア上空での旋回は、偶数日右旋回・奇数日左旋回といたします。

## 「フライト禁止事項」

以下の気象条件ではフライトを禁止します。

- 1.6m/s以上の風が、テイクオフ・ランディングに吹いている時。
- 2.テイクオフの風がフォローの時。
- 3.テイクオフから正面に対し左右30度以上の風が吹いている時。
- 4.気象条件がフライトに適さないと判断した時。
- 5.フライヤーの技量等により、フライトの安全が確保できないと判断した時。

## 「以下の空域、状況でのフライトを禁止します」

- 1.スクール生のフライト(無線誘導)を妨げるフライトの禁止(無線誘導でのフライトは全てに優先いたします)
- 2.フライトエリアとして指定された空域以外でのフライトの禁止。
- 3.リフト架線上空30m以下、高圧線上空100m以下のフライト。
- 4.雲中でのフライト。
- 5.何らかの理由でエアークローズの連絡があった場合。

## 「以下の地点へのランディングを禁止します」

- 1.メインランディング(国土LDA・国土LDB・国土LDC・国土LDD)及び別途指定の緊急ランディング以外へのLD
- ※上記以外に該当するランディングをアウトサイドランディングといたします。  
※アウトサイドランディングをした場合、アウトサイド料金を請求いたします。  
※エリア管理者が認めた場合、またエリア関係者・ダミー3名は上記1.以外にランディングすることができます。  
※クロスカントリーフライトの場合、事前にエリア管理者に申し出があった場合はこの限りではありません。  
申し出がなくクロスカントリーフライトを行った場合は、アウトサイドランディングとみなします。

## 「アウトサイド料金」

アウトサイド料金は回収、または回収装備やエリア保全の為の費用となります。

1. スクール前にアウトランディングした場合(但し許可された者は除く).....500円
  2. 上記1. メインランディング及び緊急ランディング以外の場所にアウトランディングした場合.....2,000円
  3. あらゆる場所でのツリーラン.....20,000円 (但し、自己回収については、3,000円)
- ※ 但し、このアウトサイド料金は泉ヶ岳パラグライダースクールA・B級の講習生は除きます。

## 「報告書の提出」

以下の項目のいずれかに該当する場合は報告書を当日中に提出して下さい。( )内は提出義務者です。

1. フライトにより受傷し、医師の手当てを受けた場合(本人または目撃者)
  2. フライトにより他人にケガを負わせた場合(本人)
  3. フライトにより他人の所有物を破損した場合(本人)
  4. アウトランディングした場合(本人)
  5. ツリーランディングした場合(本人)
  6. 空中接触した場合(双方) ... 双方のフライヤーは即フライトを中止し、その原因を報告してください。
- ※ 当日中に報告をせず、後日報告漏れが発覚した場合、以降のフライトをお断りする場合があります。  
この場合のエリア管理料金の返金は一切致しません。

## 「クロスカントリーフライト規則」

1. クロスカントリーフライト(5Km以上)はJHFクロスカントリー証所持者、または泉ヶ岳パラグライダースクールのクロスカントリーコース受講者で、スクールの許可を得た者に限ります。
2. クロスカントリーフライトをした方はエリア管理者へランディングの報告をするとともに、クロスカントリー報告書を提出して下さい。(できるだけランディング後速やかに報告すること)
3. クロスカントリーフライトをして、その日の内に下山の報告及びクロスカントリー報告書の提出が出来ない場合は、必ず当日中に下記に連絡して下さい。但し、後日必ずクロスカントリー報告書を提出すること。  
泉ヶ岳パラグライダースクール 022-376-2881 携帯電話 090-2792-8645 尾形迄
4. クロスカントリーフライトをして、当日中に何ら連絡がない場合は、報告書の報告漏れ罰則が適用されます。クロスカントリーフライトの際には必ずデジタル無線機・携帯電話を携帯すること。また周辺の地形、地理を熟知していること。
5. クロスカントリーフライトで5Km未満の場合はアウトサイド料金が適用されます。

## 「タンデムフライト規則」

1. タンデムフライトはJHFタンデム証所持者、または泉ヶ岳パラグライダースクールのタンデムコース受講者で、スクールの許可を得た者に限ります。
2. スクール以外のパッセンジャーについても通常の入山チェックを行い、ビジター料金をお支払下さい。タンデムフライトでの営業行為はいかなる理由においても一切お断りいたします。

## 「フライトマナー」

1. 飲酒している場合のフライトは一切お断りいたします。
2. ゴミは持ち帰るようご協力下さい。
3. TO・LDエリア内は全て禁煙です。喫煙はスクール前のいすにかけてお願いいたします。  
その際は携帯灰皿をご使用ください。他人に迷惑を かけないようにご協力下さい。
4. キャンピ어의セッティングは準備段階で、ハーネスに機体がセッティングされた状態にしておき、テイクオフでは広げればすぐにフライトできるようにして下さい。
5. キャンピ어를広げた状態でのサーマルウェイトの禁止、すぐにテイクオフしない場合はキャンピ어를絞った状態にしてテイクオフを希望する方に速やかに譲ってください。(土日祝日は特にお断り致します)

## 「技能証明リボンの取り付け義務」

1. 当エリアでフライトされる講習生は、指定された技能証のリボンをハーネスの背面に付けてフライトをすること。  
赤色 技能証A・B級

## 「エリア使用時間」

1. 午前10:00より午後4:00までと致します。  
但し、フライト中又イベントなど管理者が認める場合はこの限りではありません。  
モーターパラは別途管理者が定めた時間帯と致します。

泉ヶ岳スカイランドエリアルールは2005年4月1日から施行されます。

泉ヶ岳スカイランドエリアルールは2016年4月1日に改正致しました。

泉ヶ岳スカイランドエリア  
管理者 尾形梅三郎